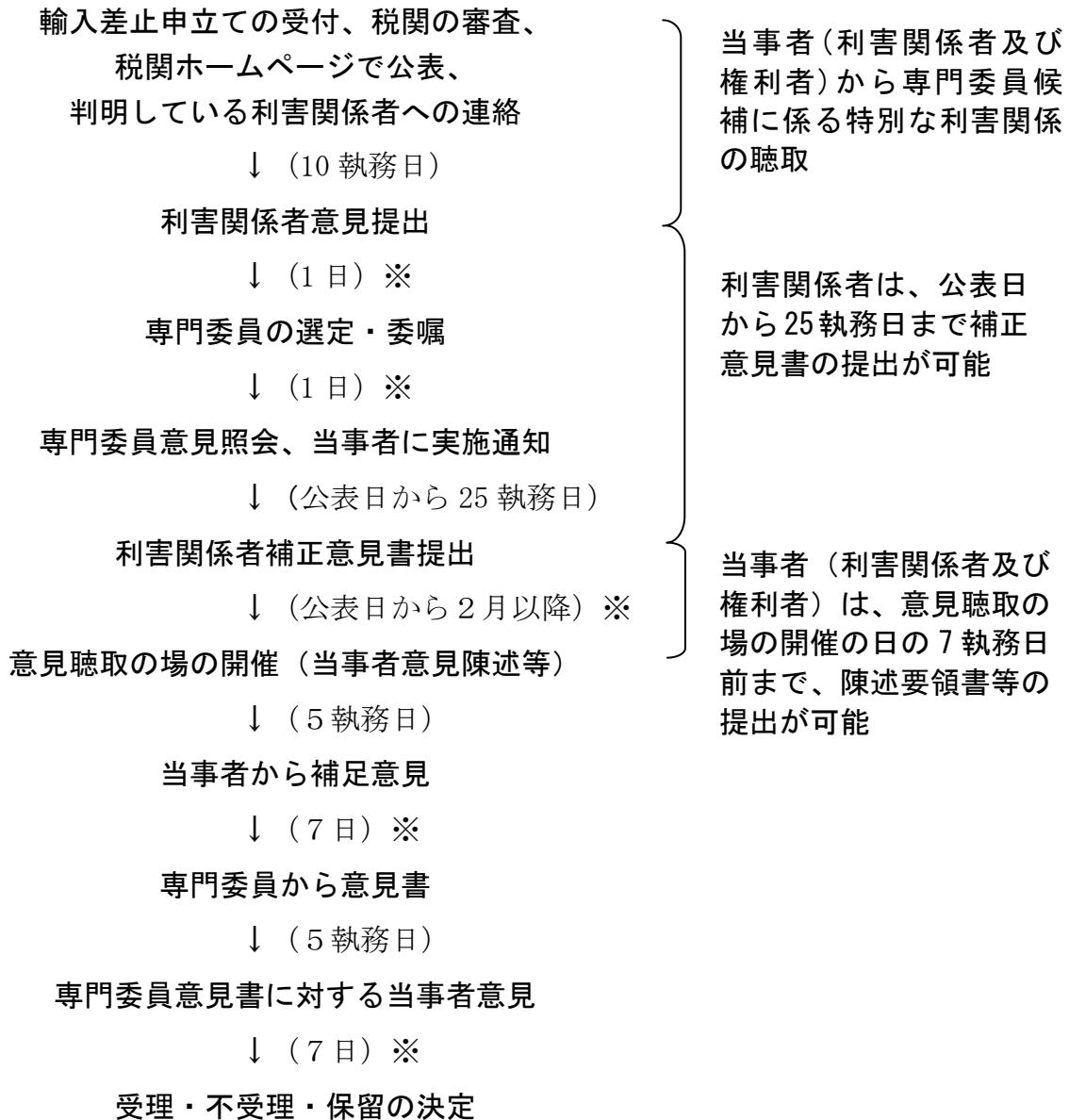


輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の流れ



(注) 上記のうち※が付された期間は目安

認定手続（輸入）における専門委員意見照会の流れ

知的財産侵害の疑いのある貨物の発見



認定手続開始通知

↓ (原則 10 執務日)

当事者（輸入者及び権利者）による証拠・意見提出



(5 日) ※

相手方の証拠・意見に対する反論提出



(10 日) ※

侵害該当・非該当の認定

- ・税関の考え方の整理
- ・当事者から専門委員候補に係る特別な利害関係の意見聴取
- ・専門委員の選定・委嘱
- ・当事者に実施通知
- ・専門委員意見照会
- ・専門委員からの意見

（注）上記のうち※が付された期間は目安

認定手続（輸入）における専門委員意見照会の流れ 【当事者から意見聴取の場の要望がある場合】

知的財産侵害の疑いのある貨物の発見



認定手続開始通知

↓ (原則 10 執務日)

当事者（輸入者及び権利者）による証拠・意見提出

↓ (5 日) ※

相手方の証拠・意見に対する反論提出

↓ (1 日) ※

専門委員意見照会、当事者に実施通知

↓ (2週間～3週間) ※

- ・税関の考え方の整理
- ・当事者から専門委員候補に係る特別な利害関係の意見聴取
- ・当事者から意見聴取の場の要望の提出
- ・専門委員の選定・委嘱

意見聴取の場の開催（当事者の意見陳述等）

↓ (1 日) ※

侵害該当・非該当の認定

(注) 上記のうち※が付された期間は目安